

居宅介護（予防）福祉用具購入費の支給に係る特定福祉用具の種目

種目	機能又は構造等	
腰掛便座	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>1 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。 （腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）</p> <p>2 洋式器の上に置いて高さを補うもの。</p> <p>3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。</p> <p>4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器。（居室において利用可能であるものに限る。）</p>	
自動排泄処理装置の交換可能部品	<p>自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。</p> <p>専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。</p>	
入浴補助用具 座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって右のいずれかに該当するものに限る。	1 入浴用いす	座面の高さが概ね 35 センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
	2 浴槽用手すり	浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
	3 浴槽内いす	浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
	4 入浴台	浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
	5 浴室内すのこ	浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
	6 浴槽内すのこ	浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
	7 入浴用介助ベルト	居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。
簡易浴槽	<p>空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの（硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含む）であって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。</p>	
移動用リフトのつり具の部分	<p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。</p>	
排泄予測支援機器	<p>膀胱内の尿の溜まり具合を可視化するとともに、排尿タイミングを知らせる機器。</p>	

別紙

<p>スロープ</p>	<p>段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。また、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものであり、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。</p>
<p>歩行器</p>	<p>歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有し、四脚を有するものは上肢で保持して移動させることが可能なもの。また、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器であり、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。</p>
<p>歩行補助つえ</p>	<p>カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限り、松葉づえは除く。</p>